

4 所得から差し引かれる金額

⑮生命保険料控除

旧契約	平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る一般の生命保険料及び個人年金保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額	支払った保険料の金額(A)	控除額
		15,000円以下	(A)の全額
		15,000円超 40,000円以下	(A)×1/2+ 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	(A)×1/4+17,500円
		70,000円超	35,000円
新契約	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る一般の生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額	支払った保険料の金額(B)	控除額
		12,000円以下	(B)の全額
		12,000円超 32,000円以下	(B)×1/2+ 6,000円
		32,000円超 56,000円以下	(B)×1/4+14,000円
		56,000円超	28,000円
生命保険料について、旧契約と新契約の双方がある場合、または、個人年金保険料について、旧契約と新契約の双方がある場合		双方それぞれ上記の算式より計算した控除額の合計額(限度額28,000円)、ただし、旧契約のみの保険料で計算した控除額が28,000円を超える場合は、その控除額(限度額35,000円)	
※それぞれの契約種別(新旧一般生命保険料、新旧個人年金保険料、介護医療保険料)において控除額がある場合、その合計した控除額の限度額は70,000円です。			

⑯地震保険料控除

①地震保険料	支払った保険料の金額(C)	控除額
	50,000円以下	(C)×1/2
	50,000円超	25,000円
②旧長期損害保険料(経過措置に係る分)	支払った保険料の金額(D)	控除額
	5,000円以下	(D)の全額
	5,000円超15,000円以下	(D)×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
①と②の両方がある場合	①と②の控除額合計が25,000円以下	①と②の控除額合計
	①と②の控除額合計が25,000円超	25,000円

(注)一つの保険契約について地震保険料と旧長期損害保険料の双方に該当する場合は、納税者の選択により、地震保険料または旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることになります。

【所得控除額一覧表】

⑰寡婦控除		260,000円		
⑱ひとり親控除		300,000円		
⑲勤労学生控除		260,000円		
⑳障害者控除 ※障害者控除は、16歳未満の扶養親族の場合でも適用を受けることができます。				
	特別	特別障害者の方	300,000円	
	一般	その他の障害者の方	260,000円	
	同居特別	同居の特別障害者の方	530,000円	
	・申告者の合計所得金額が10,000,001円以上の方		0円	
㉑配偶者控除	老人	満70歳以上の方(昭和31年1月1日以前に生まれた方)		
		～ 9,000,000円 380,000円		
	申告者の合計所得金額	9,000,001円～ 9,500,000円	260,000円	
		9,500,001円～10,000,000円	130,000円	
	一般	その他の方		
		～ 9,000,000円 330,000円		
	申告者の合計所得金額	9,000,001円～ 9,500,000円	220,000円	
		9,500,001円～10,000,000円	110,000円	
㉒扶養控除	同居の直系尊属等	同居の直系尊属の方	満70歳以上の方	450,000円
		老人	その他の方	(昭和31年1月1日以前に生まれた方)
	一般	満23歳～69歳の方		330,000円
		(昭和31年1月2日から平成15年1月1日までの間に生まれた方)		
		満16歳～18歳の方 (平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた方)		
	特定	満19歳～22歳の方		450,000円 (平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方)
㉓基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下		430,000円
		2,400万円超 2,450万円以下		290,000円
		2,450万円超 2,500万円以下		150,000円
		2,500万円超		適用なし

※16歳未満(平成22年1月2日以後生まれ)の扶養親族の方は扶養控除の対象になりません。

㉔配偶者特別控除

	申告者の合計所得金額		
	0円～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円
配偶者の合計所得金額	控除額		
580,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円以上	0円	0円	0円

㉔特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	控除額
580,001円～ 950,000円	450,000円
950,001円～1,000,000円	410,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円
1,050,001円～1,100,000円	210,000円
1,100,001円～1,150,000円	110,000円
1,150,001円～1,200,000円	60,000円
1,200,001円～1,230,000円	30,000円

申告書の裏面

13 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。詳細は、西尾張県税事務所の事業税担当者へおたずねください。

14 寄附金に関する事項

あなたの令和7年中の寄附金で控除の対象となる場合には記入してください。※寄附団体からの受領証や証明書等が必要です。

15 所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入金額が850万円を超える方で、下記のいずれかに該当する場合は、記入してください。

- ・本人が特別障害者に該当する方
- ・年齢が23歳未満の扶養親族を有する方
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

令和8年度分 市民税・県民税申告の手引き

一愛西市一

この申告書は、あなたの市民税・県民税額を正しく算出するための基礎となるものです。また、所得証明書、課税（非課税）証明書の発行の際に必要な資料となります。

※この申告の手引きの内容は、税法改正等により変更になる場合があります。

申告期限は、令和8年 3月16日(月) です。

問い合わせ先 愛西市役所 総務部 税務課 市民税グループ 〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地
電話番号 0567-55-7123 (ダイヤルイン ※土日祝日・閉庁日を除く窓口開庁時間の午前9時～午後4時)

申告が必要な方

令和8年1月1日現在、愛西市に居住し、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得について、次に該当する方です。

- 給与、公的年金等以外の所得があったが、所得税の確定申告が必要ない方
- 公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方
- 給与、公的年金所得のみで所得税の確定申告の必要はないが、控除額(医療費控除や社会保険料控除等)を追加することで、市民税・県民税が減額になる方
- 非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみで生活していた方や無収入であった方で、税法上、市内に居住する親族の扶養となっていない方
- 給与所得のみで、「給与支払報告書」が勤務先から愛西市へ提出されていない方
※収入が無い方でも、申告がないと「所得がない」ことを把握できず、所得証明書等の交付や各種保険料等の算定などに影響がでる場合がありますので、該当の方は申告が必要です。

申告の必要のない方

- 税務署に令和7年分の所得税の確定申告書を提出される(された)方
- 令和7年中に給与以外の所得がなく、勤務先から愛西市に給与支払報告書が提出された方(提出されているかどうか不明な方は勤務先の給与担当者に確認してください。)
- 公的年金(源泉徴収税額がない)以外の所得がなく、年金支払者から愛西市に公的年金等支払報告書が提出された方で、各種控除を受けない方

所得税の確定申告の手続きが必要な方

所得税が源泉徴収されており(給与所得者、年金所得者等)、所得税額に変更がある方

例1:医療費控除、扶養控除の追加等がある場合

例2:給与と所得以外(公的年金等に係る雑所得のある方は公的年金等に係る雑所得以外)に20万円を超える所得がある場合など

事業所得や不動産所得のある方で、所得税額が生じる場合は確定申告をしていただくことになりますのでご注意ください。

申告に必要なものや添付書類

- 個人番号の確認できる書類及び本人確認ができる書類
- 給与と所得や年金所得がある方は、その支払者から交付された源泉徴収票(原本)
- 収支内訳書(事業所得や不動産所得がある方は、収入金額、必要経費、所得金額等を収支内訳書に記載してください。)
※市役所では、収支内訳書の作成はしませんので、申告者ご自身で作成してください。
- 各種領収書または証明書等
 - (1)社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意継続保険料等の納付確認書や領収書、国民年金保険料等の控除証明書
 - (2)生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方は、控除の対象となる証明書
 - (3)医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書
※セルフメディケーション税制の医療費控除を受けられる方は、健康診断等の取組がわかる書類の添付または掲示が必要です。
 - (4)障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等や障害者控除対象者認定書
 - (5)寄附金控除を受ける方は、寄附団体からの受領書や証明書等
※控除の対象とならない寄附金もあります。

源泉徴収票や証明書等の書類は、必ず「原本」を添付してください。

申告の期限・提出先

申告期限

令和8年3月16日(月)

※申告書は、市ホームページからダウンロードするか、市役所本庁舎(税務課)及び各支所に設置しております。

※確定申告期間中は、申告等について相談等がある場合や申告書が未作成の場合は、確定申告会場で順次受付をいたします(確定申告期間中に限り、税務課窓口での受付はいたしません)。

提出のみの場合(すべて記載ができていない場合)

●郵送の場合

宛 先:〒496-8555 愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市役所総務部税務課 宛

●持参の場合(窓口開庁時間:午前9時から午後4時まで)
※土日祝日・閉庁日を除く

提出先:愛西市役所総務部税務課及び各支所

いずれの場合も、住所、氏名、電話番号等の必要事項を記入してください。

